

9-1 酒税関係総括表

区分	課税数量	税額	製成数量	販売(消費)数量
平成11年度	kℓ	千円	kℓ	kℓ
12	864,153	167,813,131	850,441	750,973
13	865,805	164,979,689	843,349	744,514
14	877,686	158,778,661	874,946	749,763
15	822,844	144,251,970	807,011	736,865
16	760,178	137,510,220	727,308	719,213
清酒	752,029	133,703,637	710,410	704,722
合 成 清 酒	87,130	10,908,805	64,881	79,022
しょう ちゅう	甲類 乙類 計	15,516 1,352 16,868	3,706,698 286,255 3,992,953	12,262 1,478 13,741
みりん	X	X	X	6,639
ビール	382,429	84,848,489	385,441	262,947
果実酒類	果実酒 甘味果実酒 計	2,940 149 3,089	151,752 19,849 171,601	1,777 120 1,898
ウイスキーキー類	ウイスキー ブランデー 計	5,357 313 5,670	2,052,514 122,599 2,175,113	196 40 235
スピリット類	3,687	476,388	64	3,843
リキュール類	17,135	1,434,319	656	49,542
雑酒	発泡酒 粉末酒 その他の雑酒 計	205,171 — 28,844 234,014	27,544,367 — 1,999,086 29,543,453	206,580 — 34,404 240,984
合計	752,029	133,703,637	710,410	704,722

調査期間等：課税数量及び税額は平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成17年4月30日までの申告又は処理による課税事績であり、製成数量及び販売(消費)数量は平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の数量である。

調査時点：製造場数及び販売場数は平成17年3月31日現在である。

用語の説明：1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。

3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。